

市有財産の売却について

市有財産を入札によって売却しますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 10 月 16 日

滑川市長 水 野 達 夫

1 売却する財産（1 区画）

(1) 入札番号 第 153 号

(2) 物件の概要

所 在 地	登記地目	地積	予定価格	入札保証金
滑川市三穂町 1667 番 1	宅地	41.02 m ²	1,710,000 円	入札金額の 100 分の 10 以上の金額
滑川市三穂町 1668 番 1	宅地	22.80 m ²		
滑川市三穂町 1669 番 2	宅地	33.52 m ²		
滑川市三穂町 1670 番 1	宅地	26.09 m ²		

2 入札参加資格

本入札には、個人、法人を問わず参加することができます。ただし、次の事項に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 入札参加申込みの日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過していない者
- (3) 入札参加申込みの日において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づき、同法第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその関係者
- (4) 入札参加申込みの日において、市町村税等を滞納している者
- (5) 公告の日から開札の日までの間のいずれの日において、滑川市から指名停止を受けている者

3 入札参加申込

本入札に参加される方は、次のとおり入札参加の申込みを行ってください。

- (1) 提出書類等（各種証明書は発行日から 3 箇月以内のもの）
 - ア) 入札参加申込書（別紙様式）
 - イ) 誓約書（別紙様式）
 - ウ) 役員一覧表（別紙様式）【法人が申し込む場合】
 - エ) 委任状（別紙様式）【代理人が申し込む場合】
 - オ) 身分証明書（本籍地市区町村発行のもの）【個人が申し込む場合】
 - カ) 登記事項証明書【法人が申し込む場合】
 - キ) 納税証明書

ク) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

ケ) 返信用封筒（長形 3 号・110 円分の切手を貼り、宛先を明記したもの）

(2) 申込書等の提出先・提出方法・受付期間

ア) 提出先 滑川市財政課財産管理係

イ) 提出方法 持参又は郵送

ウ) 受付期間 令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 8 年 11 月 11 日（水）まで

(3) 入札参加資格の審査

入札参加申込の受付期間終了後、資格審査のうえ入札参加資格があると認められた方に、「市有財産売却入札参加通知書」を郵送します。

4 入札保証金の納付

入札金額の 100 分の 10 以上の入札保証金を入札の前までに納付しなければなりません。納付にあたっては、市が発行する納付書又は滑川市内に所在する店舗を支払地とする銀行の自己宛小切手で納付してください。

5 入札及び開札

(1) 入札方法 出場入札

(2) 入札日時 令和 8 年 11 月 18 日（水）午前 10 時から

※入札保証金納付受付は午前 9 時 30 分から午前 9 時 45 分まで
（滑川市役所 1 階会計課窓口にて手続きしてください）

(3) 入札場所 滑川市役所本館 3 階大会議室

(4) 入札回数 1 回（入札終了後、直ちに開札します。）

(5) 落札者の決定 予定価格以上の金額で、最も高い金額を提示された方を落札者としします。

6 契約の締結及び代金の納入

(1) 契約締結期限 令和 8 年 11 月 25 日（水）まで

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上（入札保証金を充当します）

(3) 代金の納入 滑川市が指定する方法、指定期日までに代金を一括納入してください。

7 所有権の移転及び費用負担

(1) 売買代金全額の支払いが完了したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引渡します。なお、所有権の移転登記は市が行います。

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に際して必要となる費用は、落札者の負担となります。

8 契約上の要件

土地売買契約書内に次の条件を付しますので、あらかじめご注意ください。

(1) 用途制限

ア) 落札者は、売買物件の引渡しがあった日から 5 年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

ウ) 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づき、同法第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその関係者の用に供してはならない。

(2) 実地調査等

滑川市は、指定期間中は(1)に定める特約の履行条件を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。落札者は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してならない。

(3) 違約金

落札者は、上記(1)及び(2)に定める義務に違反したときは、売買代金の 10 分の 3（円未満切捨て）に相当する額を違約金として滑川市に納付しなければならない。

9 その他

入札への参加を希望される方は、別添の入札説明書を参照のうえ手続きを行ってください。

10 入札の担当課

総務部財政課 財産管理係

〒936-8601 富山県滑川市寺家町 104 番地

TEL 076-475-1254（直通）

FAX 076-475-6299

メール zaisei@city.namerikawa.lg.jp